

物品供給契約書

1 物件

品名	品質形状寸法	数量	単位	契約価格				摘要
				単 価		金 額		
量水器 口径 50 mm (上水フランジ)	たて型軸流羽根乾式 統一型	190	個					
計								
消費税及び地方消費税の額								
契約金額								

2 契約の金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

3 納入期限 平成30年9月30日

4 契約保証金

5 納入場所 熊本市上下水道局料金課（量水器倉庫）

上記の物件について、注文者 熊本市 と供給者 とは、
次の条項によって、物品供給契約を締結する。

条 項

(総則)

第 1 条 供給者は、注文者の指示した仕様書、図面、見本、その他に従って、頭書の物件を供給するものとする。

2 注文者の指示した仕様書、図面、見本、その他に明示されていないものがあるときは、注文者と供給者とが協議して定める。

(供給及び検査)

第 2 条 供給者は、納入場所にあつて、供給に関する事務を処理しなければならない。

2 供給者は、契約の目的たる物件（以下「物件」という。）を納入場所に持ち込んだときは、注文者にその旨を届けて、注文者又はその委任を受けた者の検査を受けて引き渡さなければならない。

3 供給者が前項の検査に立ち会わないときは、注文者は、供給者の欠席のまま検査をすることができる。この場合において、供給者は、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。

4 納入及び検査に要する費用は、供給者の負担とする。

5 第 2 項の引渡し前に生じた損害は、すべて供給者の負担とする。

(検査不合格の場合の供給者の義務)

第 3 条 検査の結果、納入した物件に不合格品があったときは、供給者は、注文者の指定する期日までにこれを引き取り、代品を納入しなければならない。

2 供給者が前項の義務を履行しないときは、注文者は、適宜これを処置し、その費用を供給者に負担させることができる。

3 第 1 項の規定により代品が納入されたときは、前条の規定を準用する。

(権利義務の譲渡等)

第 4 条 供給者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、注文者の承認を得たときは、この限りでない。

2 供給者は、物件の全部又は一部を第三者をして供給させてはならない。ただし、注文者の承認を得たときは、この限りでない。

(代金支払の時期)

第 5 条 供給者は、第 2 条第 2 項及び第 3 条第 3 項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って代金の支払を請求することができる。

2 注文者は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日（特別な事情がある場合にあつては、45 日）以内に支払わなければならない。

(部分使用及び部分払)

第 6 条 注文者は、物件完納前に、既納の検査に合格した物件の全部又は一部を使用することができる。

2 供給者は、物件完納前に、検査に合格した既納部分に対する代価について部分払を請求することができる。

(契約の変更、履行の中止等)

第 7 条 注文者は、必要があるときは、物件の数量、納入期限、仕様書等を変更し、又はこの契約の履行を一時中止することができる。

2 前項の一時中止によって、供給者が損害を受けたときは、供給者は、その賠償を請求することができる。

3 第 1 項に規定する納入期限の変更若しくは同項の規定に基づく契約の変更に伴う契約金額の変更又は前項の賠償額については、注文者と供給者とが協議して定める。ただし、協議が調わないときは、注文者の認定による。

(かし担保)

第 8 条 供給者は、第 2 条第 2 項の規定による物件の引渡しの日から.....1.2.....箇月間、当該物件につき、破損、変質、性能の低下、その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講じなければならない。ただし、注文者の責めに帰すべき事由により事故が生じたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第9条 注文者は、供給者が正当な理由がなく、頭書の納入期限内の物件の引渡しをすることができないう、期限後相当の期間内において引渡しをする見込みのあるときは、供給者から遅滞日数1日につき契約金額（単価契約による場合は、予定数量に単価を乗じた金額）の1,000分の1に相当する金額の遅滞違約金を徴収して、納入期限を延長することができる。

2 前項の遅滞違約金は、分割して履行してさしつかえないものについては、その延滞部分について徴収するものとする。

3 供給者が前2項の遅滞違約金を注文者の指定する期限内に納めないときは、注文者は、支払代金から控除することができる。

4 供給者は、注文者の責めに帰すべき理由により第5条第2項の規定による代金の支払が遅れたときは、注文者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（注文者の契約解除）

第10条 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、頭書の納入期限内又は期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき

(2) この契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(3) この契約の履行に関し、注文者若しくはその委任を受けた者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき、又は供給者の責めに帰すべき理由により履行不能となったとき。

(5) 供給者が第13条に規定する理由がなく契約解除を申し出たとき。

(6) 供給者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、注文者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、供給者は、これによって生じた注文者の損害の賠償及び契約金額の10分の1に相当する額の違約金の支払を注文者の指定する期間内に行わなければならない。この場合において、損害の賠償に係る金額は、注文者の認定による。

氏名 印